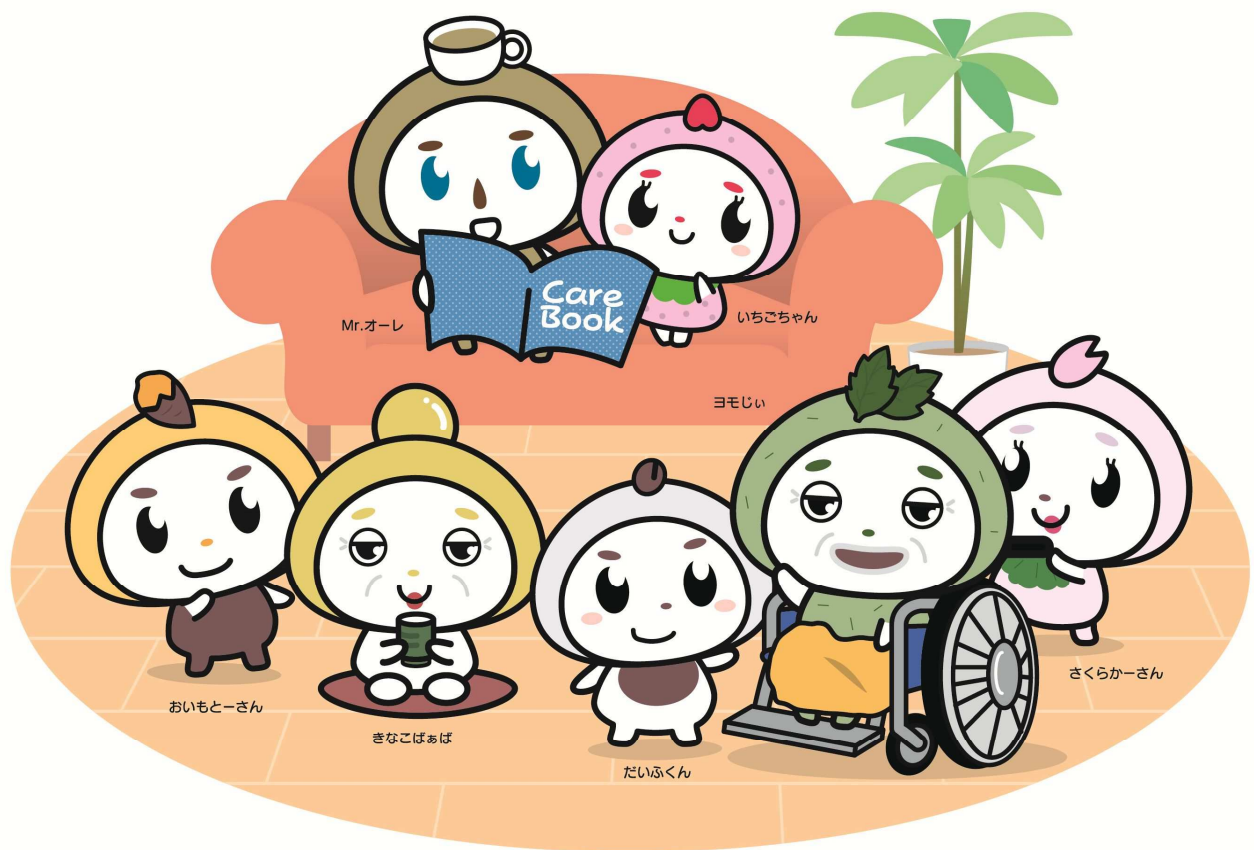


平成 27 年度
事業 計 画 書



社会福祉法人 玖珠町社会福祉協議会

《スローガン》

「みんなで支えあい、安心・安全の暮らしをつくる」

《事業方針》

一人ひとりの力をのばし、ご近所パワーの向上を図ります！

《基本的な考え方》

現在は、貧困や虐待・孤立死・自殺・DV(家庭内暴力)被害・ホームレス・ニートなど、解決になかなか至らない深刻な福祉課題・生活課題が噴出しています。また当町を含め中山間地においても、移動手段や生活物資の確保が困難など日常生活に支障を来している地域も増えてきています。

また昨年度開催した地域福祉懇談会において、地域における福祉課題が出されました。「高齢者」「認知症」「障がい」「移動困難」「災害対応」など多くの皆さんが問題意識を持ち、今後生活を送っていく上で解決していくことが必要であるという認識をお持ちであることが窺えました。

そのような中、政策動向や社会福祉を取り巻く環境変化を踏まえ、平成27年度は生活困窮者への対応や介護保険法の改正などについても積極的に取り組んでいく必要があります。

本会では平成27年度を初年度とする地域福祉活動計画を推進していくわけですが、その基本理念である「みんなで支えあい、安心・安全の暮らしをつくる」を実現していくためにも、今まで以上に積極的に地域に出て行き、住民の皆さんと協働した取り組みが求められてきます。

そのためにも社会福祉協議会では、職員一人ひとりが福祉のプロフェッショナルとしての意識と誇りを持ち、それに見合う知識と技術の習得に日々努めて参ります。

それは豊富な知見を武器とした相談支援力であったり、実績を積み上げて解決方策を事業化していく手腕であったり、地域の人を味方につける交渉能力であったり、時代を先読みし福祉課題に備える先見性であると考えます。

その上で、法人各部門の垣根を取り外し、介護保険事業などのフォーマルなサービスとインフォーマルな地域福祉活動が相互に補完する体制を確立し、サービスに相乗(シナジー)効果が生まれるような業務遂行を目指します。

そして何より、常に住民の皆さんにひたむきに寄り添い、何度でも問題解決に取り組む誠実な対応を心がけていきます。

《重点項目》

1. 地域福祉活動の積極的な推進

- ✓ 第4次地域福祉活動計画を確実に推進していきます。

2. 小地域ネットワーク事業の推進

- ✓ 自治コミュニティとの連携体制を確立します。
- ✓ 福祉委員制度の再構築と関係機関との連携を図ります。
- ✓ ご近所単位で「地域支え合いマップ」の作成を進めていきます。

3. 災害時援護者の支援体制の整備

- ✓ 玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会を設立します。
- ✓ 被災者支援センター設置・運営マニュアルの作成・周知徹底を行ないます。
- ✓ 福祉避難所の協定の見直しを行います。
- ✓ 有事に備えた訓練の定期的開催します。

4. 生活困窮者自立支援事業の実施

- ✓ 平成27年度からの受託に伴い、業務体制の構築や関係職員の資質の向上・町民に対する周知広報など、開設に向けきめ細やかな事業展開を行ないます。
- ✓ 対象者を地域で包括的に支援できるよう関係機関・団体と綿密に連携して実施します。

5. 在宅生活支援サービス機能の発展・強化

- ✓ 判断能力が低下した方に対し、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度の活用など福祉サービス利用支援機能の強化します。
- ✓ 子育て世代の方々の突発的な保育ニーズに対応できるファミリーサポートセンター事業の提供と、子育て世代に対する新たなサービスの研究及び提起します。

6. 地域総合相談支援センター機能の向上

- ✓ 福祉に関する生活課題の総合相談窓口として、「いつでも」「誰でも」「どのような問題でも」気軽にご相談いただける体制を構築します。
- ✓ 生活困窮者自立支援事業や指定特定相談支援事業など新規事業に対する相談はもちろん従前通りの相談センターとしての機能を充実させ、縦割りではなく分野横断的に相談者に対する支援体制が構築できる体制を築きます。

7. 介護保険改正に伴い地域支援事業の実施

- ✓ 介護保険の改正も踏まえ、運動機能・口腔ケア・栄養講座・認知症予防などの事業を通じて、身体的な介護状態の回避のみでなく、孤立など精神的・社会的なケアにも重点を置いて、いきいきサロンや健康教室等の介護予防支援体制を構築します。

8. 障害者総合支援法事業の実施

- ✓ サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害をお持ちの方の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、平成 27 年度より指定特定相談支援事業を実施していきます。

9. 情報開示・苦情解決体制の確立

- ✓ 社会福祉基礎構造改革に伴うサービス提供体制の変化に対応し、住民が選択する為のホームページの開設など情報提供と、サービスの質を担保するため苦情解決体制を整備します。

10. 人材の育成

- ✓ 人材の育成は目下の急務であり、これは若手職員に止まらず、全職員が「社会人」として自覚を持ち行動するための取組みを積極的に行います。また一部の職員だけでなく、すべての職員が法人を経営しているという意識を持ち、安定的な法人運営が可能な職員体制を築きます。
- ✓ 福祉に関わる専門職として、誰からも慕われる「人望・人格・人徳」を磨きます。
- ✓ 役職員研修を通じ資質の向上を図ります。

11. 組織体制の見直し

- ✓ 中長期的な視野に立ち、現在の部門ごとの業務体制を見直し、人事異動も視野に入れ、今後の法人運営を過不足無く行うための組織体制を作り上げます。
- ✓ 固有の業務だけを行うのではなく、一人ひとりが分野横断的に全体を見渡せる俯瞰的視野を持てるような体制づくりを心がけます。

12. 調査研究活動の充実

- ✓ 事業成果の検討や地域福祉懇談会や福祉アンケートなど住民意識調査活動、または先進的事例の研究など通じ、権利擁護事業等の地域のニーズに応じた新規課題について検討していきます。

1. 身近な地域での住民の繋がり・支えあい活動の推進

1) 小地域ネットワーク事業の推進

地域の見守りや支えを必要とする人や、制度の狭間で支援に結びついていない人、孤立しがちな人など潜在化しやすい様々な生活課題を抱えている人たちを深刻な状況になる前に発見し、見守り支えあえる地域づくりを進めます。そのために住民の皆さんとともにサロンの開催や意見交換会、支えあいマップづくり、またはコミュニティとの連携を進めていきます。

- ① 自治コミュニティとの協働(連携体制構築)
- ② 地域支えあいマップの作成(モデル地区の設定)
- ③ 地域福祉懇談会の開催
- ④ 「いきいきサロン」の普及と活動内容の充実

2) 福祉委員制度の再構築と小地域の連携強化

住民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らすため福祉委員制度の再構築を進めていきます。福祉委員は民生委員など地域で活動をされている方々と協力し、地域の見守りや地域福祉課題の解決を図ることを目的とします。

- ① 福祉委員制度の関係機関との協議
- ② 保健委員との連携体制への協議

3) 災害時援護者の支援体制の整備

災害発生時に町民の皆さんの被害を少しでも減らし、早い時期に生活復旧が出来るように、マニュアルの整備をはじめ支援体制を整備して適切な活動が行えるように取り組んで参ります。

また、関係団体・機関等の協力支援体制の構築へ向け、ネットワーク協議会を設立し、適切な運営を進めていきます。

- ① 玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会の設立
- ② 被災者支援センター設置・運営マニュアルの作成・周知徹底
- ③ 福祉避難所の協定の見直し
- ④ 有事に備えた訓練の定期的な開催

4) 調査研究活動の充実

事業成果の検討や地域福祉懇談会や福祉アンケートなど住民意識調査活動、または先進的事例の研究など通じ、権利擁護事業等の地域のニーズに応じた新規課題について検討していきます。

- ① 成年後見事業(法人後見・市民後見)の研究

5) 福祉教育の推進

福祉教育を学校や学生に対してのみでなく、広く住民の皆さん、機関・団体、企業等を対象に実施できるよう取り組んで参ります。

- ① 各種ボランティア講座開催
- ② 福祉体験学習

6) 企画広報の発展

町民の皆さんのご意見や関係機関団体の取り組みの状況、福祉を取り巻く

環境の変化などを踏まえ、今伝えていくべき新鮮な情報をホームページや広報誌を活用し正確に分かり安く伝えていきます。また情報伝達手段の多様化に伴い、効果的な広報の展開を考えていきます。

- ① 地域福祉情報誌「めるへん」の発行
- ② ホームページの設置・運営
- ③ 新たな情報ツールの活用

7) 老人福祉センター運営事業(指定管理者制度)

地域に開かれた身近な交流拠点として、地域住民の健康と福祉・文化の向上を図ります。健康づくりや教養の向上、介護予防事業などを通じ、多くの方が社会参加の機会を持てるように事業展開し、利用しやすい施設となるように努めます。

- ① 福祉センター啓発と利用促進
- ② 介護予防地域支援事業の実施(いきいき元気教室、男性ふれあい広場)

8) 共同募金活動の実施

寄付金の減少や組織運営面の問題(社協が募金から配分まで行なっているとの誤解があるため、共同募金会との明確化を図る)を解消するため及び、募金が地域づくりに循環する組織の整備を行なうため、全国的に共同募金改革(「支会」から「委員会」への移行)が行なわれています。

大分県においても平成 24 年度から順次、移行設置されており、共同募金事務を委託される本会も、運営委員会(審査委員会も兼ねる)を設置し、募金運動を展開しています。

- ① 共同募金運動の展開
- ② 地域配分金事業の推進

2. 住みなれた家で安心して暮らせる仕組みづくり・在宅生活支援

1) 地域総合相談支援センター機能の向上

福祉に関する生活課題の総合相談窓口として、「いつでも」「誰でも」「どのような問題でも」気軽にご相談いただける体制を構築します。生活困窮者自立支援事業や指定特定相談支援事業など新規事業に対する相談はもちろん従前通りの相談センターとしての機能を充実させ、縦割りではなく分野横断的に相談者に対し包括的な支援できる体制を築きます。

- ① 地域総合相談支援センター機能の充実
- ② 無料法律相談会(偶数月第3水曜日開催)の実施
- ③ 心配ごと相談会(毎月第4水曜日開催)の実施
- ④ 相談員の資質の向上(県社協研修等)

2) 資金貸付事業の実施

低所得などにより経済的に困窮している世帯に対して、世帯の自立更正を図ることを目的に資金の貸付けを行いません。また生活困窮者自立支援事業の実施に併せ、対象者の情報の共有を図るとともに、個別支援の一つのサービスとして活用していきます。

- ① 生活福祉資金貸付事業(県社協委託)
- ② 法外更正資金貸付事業
- ③ 滞納世帯に対する償還指導の徹底
- ④ 相談対応の技術向上

3) 生活困窮者自立支援事業の実施(県委託)

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し地域で孤立しないように支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制の構築について、行政を始め各関係機関との連携を図りながら行っていきます。また積極的に地域へ出て行き、ニーズを抱えている方の掘り起こしを行なっていきます。

- ① 相談支援体制の確立
- ② 担当職員の技術の向上
- ③ 支援体制の構築

4) 日常生活自立支援事業の実施(県社協委託)

幅広く権利擁護に関する相談を受け、高齢の方や障がいのある方の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるように支援します。そのためニーズの掘り起こしや関係機関へのPRについて広報啓発し、今まで以上に効果的な実施に取り組んで参ります。

- ① 定期的な広報による制度の周知
- ② 相談受付体制の強化
- ③ 生活支援員のレベルアップ及び拡充
- ④ 成年後見制度との連携

5) ファミリーサポートセンター事業の実施(町委託)

臨時・突発的な保育のニーズに対応するため、子どもを預けたい人と預かる人、その両者を兼ねる人を会員として登録し、子育てに関わる方同士の相互支援システムにより、そのコーディネート業務を通じて地域での子育て支援の広がりを目指します。

- ① 定期的な広報による制度の周知、利用ニーズの掘り起こし
- ② 会員の交流の場の開催、機能の向上

6) 介護予防地域支援事業の実施

高齢になってもできる限り自分らしくいきいきと暮らしていくために、生活機能の低下を予防することを目的に様々な介護予防事業を実施し、要介護・要支援状態になることを予防します。

また介護保険の改正も踏まえ、運動機能・口腔ケア・栄養講座・認知症予防などの事業を通じて、身体的な介護状態の回避のみでなく、孤立など精神的・社会的なケアにも重点を置いて、いきいきサロンや健康教室等の介護予防支援体制を構築していきます。

- ① ふれあい給食サービス事業(町委託)
- ② いきいき元気教室・男性ふれあい広場(町委託)
- ③ フォローアップ研修(町委託)
- ④ いきいきサロン推進事業(町委託)
- ⑤ 運動・栄養・口腔・認知症の自立支援事業の研究・実施

7) 障害者総合支援法事業の実施

障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスについて、地域社会における日常生活を総合的に支援するために事業を実施していきます。サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害をお持ちの方の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、平成27年度より指定特定相談支援事業を実施します。

- ① 指定特定相談支援事業の実施

8) 障がい者居宅介護事業の実施

障害により、在宅での生活に援助が必要な人が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーが訪問し、入浴、食事の介助及び必要な移動介助、家事援助のサービスを提供しています。提供に当たっては、利用者及びその家族等の自立支援を基本とした良質なサービス提供に努めています。

- ① 居宅介護事業(ホームヘルパー)の実施

9) 在宅生活支援サービス事業の実施

誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくことが出来るように、各種在宅生活支援サービスを提供していきます。

- ① 視覚障害者日常生活情報提供事業(点訳・音訳)の実施(町委託)
- ② おもちゃ図書館の開館(次世代育成支援)
- ③ 福祉機器貸出事業・介護用品等斡旋紹介(町委託)

10) 福祉団体事務支援

各福祉団体の事務局として運営に関わり、それぞれ独自の活動理念に基づく特性を発揮しながら、自立的な活動や組織運営ができるよう支援します。

また福祉団体の組織強化を通じて、地域や他団体とも連携し、協働関係の強化を図り、広域的、専門的な事業を実施します。

- ① 玖珠町民生児童委員協議会(事務局)
- ② 玖珠町老人クラブ連合会(事務局)
- ③ 玖珠町身体障害者協議会(事務局)
- ④ 玖珠町ボランティア連絡会(事務局)
- ⑤ 玖珠町健康福祉事業推進委員会
- ⑥ 玖珠町母子寡婦福祉会
- ⑦ むつみ会玖珠共同作業所
- ⑧ 玖珠郡知的障害者育成会たんぽぽの会
- ⑨ 玖珠郡更生保護連絡会

3. 法人の発展に向けた運営基盤の強化

1) 組織運営体制の整備・発展

町民の皆さんの期待に応え、信頼される組織として地域の福祉活動をより一層推進することを目的として、本会の組織運営体制を整備していきます。またコンプライアンス推進に向けた取り組みも進めて参ります。

- ① 理事会・監査会・評議員会の開催
- ② 主任会議の定期的な開催
- ③ 情報の開示(事業・財務諸表等)
- ④ 第三者委員会関与及び適切な運営
- ⑤ リスクマネジメント(災害・事故・苦情)への対応、事件・事故、ヒヤリハット等の共有
- ⑥ 社会福祉法人会計基準に基づく経理及び財務諸表の作成
- ⑦ 町当局や関係機関団体との協調
- ⑧ 死亡者への弔意、罹災世帯への見舞い

2) 人事考課、人事異動及び研修を連動させた取り組みの実施

「発展強化計画」に基づき、人事考課・人事異動、研修を効果的に連動させるとともに、職務を通じた育成(OJT)や外部から講師を招いて実際の仕事にフィードバックさせる育成(Off-JT)も視野に入れ育成体制の構築を目指します。

- ① 役職員研修の実施(合同研修・職員研修 外)
- ② 研修復命を兼ねた職員勉強会の定期的な実施
- ③ 人事考課制度の整備・運用
- ④ 人事・労務管理の徹底(処遇改善、士気の高揚)
- ⑤ 異動を可能とする人事・業務体制の構築
- ⑥ 社会人としての人間教育の実施など人材育成の積極的な取り組み

3) 地域福祉活動財源確保の取り組み

「課題に即応できる運営基盤の強化」と「寄付金が循環し、地域福祉が推進される寄付文化の醸成」を目的に、地域福祉活動財源確保の取り組みに努めて参ります。寄付による協力も住民による地域福祉推進の一つとして捉え、会費や寄付金の募集にも積極的に取り組んで参ります。

- ① 会費の効果的な広報(役職員による賛助・法人会員の勧誘強化)
- ② 寄付金(香典返し・見舞金・一般寄付)の採納
- ③ 補助金・委託金等
- ④ 福祉基金使途の検討
- ⑤ 福祉事業積立金の活用
- ⑥ チャリティーバザーの実施
- ⑦ 事業会計按分費の設定
- ⑧ 経費節減の徹底

別添

－ 平成 27 年度 －

介護保険事業計画

社会福祉法人

玖珠町社会福祉協議会

居宅介護支援事業

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター

1. 運営方針

利用者の尊厳と自立支援を基本とし、利用者が住み慣れた地域で、安心して日常生活を営むことができるように、公正・中立な視点で事業運営をおこない、質の高いマネジメントを提供できるように努力します。

2. 基本目標

- ① 利用者・家族の意向を尊重するとともに、計画立案には専門的立場からの助言をおこないます。
- ② 認知症高齢者が自宅や地域の中での生活が継続できるように支援します。
- ③ 関係する専門職の意見を聴いたり、医療との連携を図り、包括的に利用者及び家族を支援していくように努めます。
- ④ 各種制度や社会資源の活用を図り、多面的に利用者を支援できるように努力します。
- ⑤ 入所退所・入院退院される利用者に対しての支援をおこないます。
- ⑥ 介護支援専門員の資質や専門性の向上のため、介護保険サービスや医療、福祉、社会保険制度等の各種制度の理解や知識を深めるための研修会への参加を積極的に勧めます。
- ⑦ 地域包括ケアシステムの構築の推進の一旦を担う事業としての役割を認識し、多職種との連携、協働を強化していきます。
- ⑧ 介護保険制度の改正について、必要な情報提供をおこないます。
- ⑨ 特定事業所加算の取得

3. 具体的項目

- ① 利用者や家族双方の意向を踏まえて、納得のできるケアプランの作成に努めます。
- ② 認知症高齢者の介護者に対しては、認知症の理解や対応についての情報提供や介護者の会及び講演会への参加等勧めて行きます。また近隣の方への協力を得られるように支援します。
- ③ ケアマネ会議を週 1 回開催し、利用者の情報共有をおこない、担当不在時の対応や新規依頼ケースの担当決定や困難事例ケースへの対応検討、介護保険最新情報、社会資源、福祉用具の情報提供や情報交換をおこないます。
- ④ 郡、町、県や地域で開催される介護支援専門員研修会や認知症研修会、権利擁護、社会保険制度等の研修会への参加を積極的に行います。
- ⑤ 利用者および家族にアンケートをとり、ケアマネの質の向上につなげていきます。
- ⑥ 医療との連携強化及び推進する一つ的手段として、今年度、配布される郡内共通の医療連携シートの活用を図っていきます。

- ⑦ 入院入所時は、病院や施設への在宅時の状況把握がわかるように情報提供をします。
- ⑧ 退院退所時は、医療機関や施設職員からの情報収集をおこなったうえで、関係機関に情報提供をおこない、適切なサービス利用調整を図ります。
- ⑨ 軽度者に対しても、必要な福祉用具のレンタルが利用できるように支援します。
- ⑩ 地域包括支援センターや行政、医療等との連携を図り、困難事例への対応に対してもできる限りの対応していけるように努めます。
- ⑪ 特定事業所加算集中減算届出書を年2回提出します。
- ⑫ 地域包括支援センターからの委託を受けて、指定サービスのみでなく、多様な地域サービスを適切に利用した計画を作成します。
- ⑬ 要支援⇔要介護になった利用者に対しては、包括と連絡を取り合い、プラン作成やスムーズなサービス利用につなげます。
- ⑭ 平成27年度の改正に伴う、サービスの単価の改正の説明や要支援者には、今後はじまる総合事業によるサービスの提供等についてもケアマネ自身が理解し、利用者や介護者に周知していきます。
- ⑮ 特定事業所加算Ⅲを取得のため、法定研修の等における実習受入事業所となど人材育成への協力体制の整備をおこなって行きます。

訪問介護事業計画

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター訪問介護

1. 運営方針

事業所の訪問介護員は、要介護・要支援者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般に亘る援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

2. 基本方針

- 1) 私達、訪問介護員は法令を遵守します。
- 2) 利用者の日常生活の状況を踏まえて、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成した「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成し、その内容をご利用者及びそのご家族に説明し、サービスを提供します。
- 3) サービスを提供することで利用者の自立支援を目的として、意欲の向上を図れるよう支援いたします。
- 4) 訪問介護員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を守ります。
- 5) ご利用者やご家族が安心してサービスが受けられるように、相談、助言を行い、また不満や苦情に対して迅速かつ適切に対応します。
- 6) 訪問介護員は、研修や資格取得等により質の高いサービスが提供できるように努めます。
- 7) 職員間の連携が取れ、統一したサービスを提供するように努めます。

3. 事業内容

- 1) 居宅介護支援事業をはじめ、他職種との連携・郡内の同業事業所との連携や意見交換
- 2) 担当者会議への出席
- 3) 訪問介護計画の作成
- 4) 身体介護、生活援助の提供
- 5) 資質向上の為の研鑽、研修への参加（大分県ヘルパー協議会への加入）
・・・自立支援型サービスの実務研修、総合事業の情報収集、研究
- 6) 事故の未然防止、苦情等への対応
- 7) 毎月2回のサービス調整会議・研修会
- 8) 介護サービス情報の公表
- 9) 国保連請求業務
- 10) 訪問介護員の処遇改善（介護福祉士資格取得奨励）

通所介護事業

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター通所介護

1. 運営方針

利用者の人格及び人権を尊重し、一人ひとりに合わせた介護予防と自立支援を行うと共に、地域において多様な介護予防・生活支援サービスの充実を図り、地域に密着し信頼されるサービス事業展開を目指します。

2. 今年度重点事業目標

(1) 地域のニーズに即した事業の推進

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等他機関との情報共有、連携を密にし、地域のニーズに対応したサービスを柔軟に提供する。

(2) 利用者個々のニーズに対応した事業の展開

利用者一人ひとりのニーズ及び心身の状態を的確に把握し、地域での暮らしを継続する支援を構築する。また認知症高齢者への精神的ケアの充実と身体的機能の維持向上を図る。

(3) 介護者等への支援

ご利用者・ご家族と職員の連携強化により充実したサービス提供や介護者の精神的・身体的負担の軽減を図る。

3. 事業内容

- 1) 居宅介護事業者・地域包括センター・医療との連携
- 2) 地域への貢献（交流、知識及び技術提供、ボランティアの積極的受入等）
- 3) サービス担当者会議への参加
- 4) 通所介護計画の作成
- 5) 送迎、健康チェック、入浴、食事サービス、機能訓練、アクティビティ活動、年間行事と季節に応じた行事等の提供
- 6) 日々の連絡調整会議（毎日）
- 7) 事故防止・苦情などの対応
- 8) 業務会議及び職員研修会実施（月2回）
- 9) 利用者満足度アンケート・家族会の実施
- 10) 介護サービス情報の公表
- 11) 国保連請求業務
- 12) 職員の上級資格取得の奨励と処遇改善
- 13) 職員の資質向上のための研修

(施設外研修)

- 1) 介護職員の研修（摂食、排泄、介護予防、認知症、リスクマネジメント、倫理等）
- 2) 看護職員の研修（機能訓練、感染症、褥瘡、栄養ケア等）
- 3) 給食職員の研修（食中毒、介護食等）
- 4) 新任職員研修（新任介護職員研修等）

(施設内研修)

- 1) 倫理・プライバシー・リスクマネジメント・法令遵守等について
- 2) 摂食・排泄・感染症・認知症・機能訓練・介護予防・包括ケア等の勉強会等
- 3) 緊急時対応・防災訓練等の実施
- 4) 新任職員研修（就業規則、事業計画、事業内容等）

(施設見学研修)

- 1) 先進地への施設見学研修

平成 27 年度

玖珠町地域包括支援センター事業計画

社会福祉法人

玖珠町社会福祉協議会

平成27年度玖珠町地域包括支援センター事業計画

＜基本方針＞

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むために、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが連携し、高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく適切に提供されるような「地域包括ケアシステム」の構築の実現を町と連携して目指すものとします。

＜運営方針＞

① 公共性の視点

介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

② 地域性の視点

地域の意見をくみ上げ、それらをセンターの日々の活動に反映させると共に、地域の特性や実情を踏まえ、地域の抱える問題の解決に取り組みます。

③ 協働性の視点

地域の中に積極的に入り問題の発見に努めると共に、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等、地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図ります。

＜平成27年度重点目標＞

町と連携しながら介護予防事業を推進するとともに認知症高齢者の支援に取り組みます。

1. 事業内容

地域包括支援センター業務実施にあたっては、国が定める「地域包括支援センター業務マニュアル」に基づき、町と連携を図りながら各種業務を実施します。

1). 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が自立して生活できるように、生活の仕方やサービスの利用などついて助言・紹介するなど、個々の今の状態に合った健康づくりや介護予防を支援します。

- ① 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、何らかの支援を要する者に対し介護予防活動へつなげる。
- ② 基本チェックリストの結果や各種統計データを基に、地域の状況に応じ、町と連携して介護予防事業の推進を図る。

2). 総合相談支援事業

高齢者や家族、地域の人からの相談や悩みに応じ、情報提供やサービスの紹介を行います。介護や医療、健康、福祉など生活全般の相談を受け、機関や制度への利用につなげ、継続的な支援を行います。

また、総合支援においては主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師・専従ケアマネ等の専門職がチームで対応します。

- ① 訪問活動による地域課題や潜在的ニーズの発見、医療機関・警察消防等関係機関との連携
- ② 町と連携した地域の見守り体制づくりの推進
- ③ 総合相談窓口としてネットワークづくりと社会資源等介護予防の普及啓発
- ④ チームアプローチでの対応
- ⑤ 専門性向上のための研修会への参加

3). 権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない、適切なサービス等に繋がる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して日常生活が送れるように、成年後見制度や虐待の早期発見、消費者被害などに対応し、権利を守る取り組みを推進します。

- ① 成年後見制度の利用支援
- ② 高齢者虐待への対応、未然防止の推進
- ③ 困難事例への対応
- ④ 消費者被害等の防止の広報啓発
- ⑤ 専門性向上のための研修会への参加

4). 包括・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員、主治医をはじめ、地域の様々な関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉・その他の生活支援サービスなどを含め、地域における様々な資源を活用し(「包括的」)、途切れることなく(「継続的」)、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。

- ① 介護予防支援業務担当者研修会の開催
- ② 居宅介護支援事業所連絡会の開催
- ③ 「地域ケア会議」等を通じて、介護支援専門員に対する支援を実施
- ④ 民生児童委員協議会の定例会地区別参加
- ⑤ 専門性向上のための研修会への参加

5). 介護予防支援事業

要支援者に対する生活状況等のアセスメント(課題分析)を行い、本人が自立した生活を送れるよう介護予防プランを作成します。

また、要支援者や住宅改修・福祉用具購入のみの要介護者に対し、各種書類作成を行います。

6). その他

① 地域ケア会議の事例提出・検討(毎月2回、要支援者月4～5例提出)

② 認知症高齢者への支援

認知症相談対応、認知症サポーター養成講座の開催

③ 在宅医療連携会議等へ参画し、ネットワークの構築へ向け取り組む

④ 社協地域福祉部と連携し、権利擁護や介護予防、地域課題の把握等に取り組む

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業対応の準備等

⑥ 広報活動

支援センターだより(年4回)の作成・地域での広報等